

令和7年度ふくしま旬の食材等活用推進事業 募集要項 (学校等給食の県産食材費支援)

令和7年5月 福島県農林水産部農産物流通課

1 目的

幼少期から旬の県産食材と触れ合う機会を創出することにより、地産地消及び食育を一層推進するとともに、県産農林水産物の消費拡大を図ることを目的とする。県内の給食提供施設において、旬の県産食材を使用した給食メニュー及びそのメニューに基づく食育活動を行う機会を設けることで、県産農林水産物の地産地消及び食育の推進を図る。

2 支援内容

① 支援対象施設

県内の小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所、認定こども園（国立及び県立を除く。）を対象に給食を提供する施設。

② 支援上限額

ア 応募用紙に記載した対象施設に在籍する園児・児童・生徒数

イ 実際に給食を提供した園児・児童・生徒数

のア・イどちらか少ない方に **1人当たり 600 円（税込）** を乗じた額とする。

③ 支援対象食材

ア 県産食材であり、産地が領収書や納品書、パッケージや食品表示等から確認できるもの（米、牛乳を含む）。なお、調味料については、2の④に記載の「福島ならではの農林水産物・加工品」に該当するもののみ支援対象とする。

イ 支払い済みであることが領収書等で確認できるもの。なお、米・牛乳に関しては、領収書等の記載額に限らず、給食を実際に提供した支援対象児童数に、県が別途定めた【下表】の単価を乗じた金額を支援する。

支援対象者	精米単価	米飯単価	牛乳単価
幼稚園、保育所、認定こども園の園児1人当たり	32 円	85 円	79 円
小学生1人当たり	52 円	105 円	79 円
中学生1人当たり	65 円	118 円	79 円

※精米はセンター炊飯や自校炊飯、米飯は委託炊飯 ※いずれも税込額

※義務教育学校の1～6年生は小学生単価、7～9年生は中学生単価を使用してください。

ウ 加工品については、原材料等のうちいずれかが県内産であり、産地がパッケージや食品表示等から確認できるもの。

エ その他、事務局が要件を満たすと認めたもの。

④ 必須条件

本事業の支援を受けるには、以下に記載する「福島ならではの農林水産物・加工品」を1種類以上使用することを必須とする。

- a 県産水産物及びそれを原材料とする加工品
- b 県産米粉・小麦粉・大豆及びそれらを原材料とする加工品
- c G A P 認証農産物
- d 有機農産物・特別栽培農産物
- e G I 登録産品
- f 県内各地の伝統野菜
- g ふくしま三大ブランド鶏
- h 福島県や県内市町村においてブランド認証・登録された農林水産物等
- i ふくしま満天堂に登録された6次化商品
- j a～i の他、事務局が認めた県産食材

⑤ 募集期間

令和7年5月13日（火）から令和7年6月13日（金）

応募可能な給食メニューは2つまでとする。2つのメニューを応募する場合は、異なるメニューを考案する。

※2つのメニューで応募した場合でも、支援上限額は園児・児童・生徒1人当たり税込600円となります。支援上限額が2倍になるわけではありません。

⑥ 支援対象期間

令和7年7月1日（火）から令和8年1月31日（土）までに提供された給食。

⑦ 実績報告

指定の実績報告書に必要事項を記入し、事務局に提出する。

3 応募方法

県産食材を使用した給食メニュー及びその給食メニューに関連した食育活動を考案し、応募用紙（指定様式）に記載の上、ふくしま旬の食材等活用推進事業事務局へ応募する。メールでの応募を基本とする。デジタルデータは、県農産物流通課のホームページからダウンロードするか、委託業者に連絡して送付を依頼する。

4 支援金支払方法

精算払いとする。一度、給食提供施設等から各納入業者に食材の代金を支払い、事務局が実績報告書等を確認した上で、委託業者から給食提供施設等に支援金を振り込む。

5 応募後の流れ

- ① 応募受付後、事務局から支援決定通知と実績報告の際に必要な書類一式を送付する。参加施設は、支援決定通知を受け取った後、当該給食メニューの提供及び食育活動を実施する。
- ② 参加施設は、給食メニューの提供及び食育活動の実施後、以下必要書類を作成・添付のうえ、事務局へ報告する。
 - ア 実績報告書（指定様式）
 - イ 当該給食に使用した県産食材に係る領収書及び納品書（県産であることが明記してあるもの）の写し
 - ウ 加工品については商品のパッケージ、食品表示等の写し
 - エ GAP 認証農産物については、認証標が確認できる写真又は GAP 認証農産物であることが確認できる資料
 - オ 有機農産物・特別栽培農産物については、認証標が確認できる写真又は有機農産物・特別栽培農産物であることが確認できる資料
 - カ GI 登録産品、伝統野菜、ふくしま三大ブランド鶏、福島県や県内市町村でブランド認証されている農林水産物等、ふくしま満天堂登録商品については、それが確認できる納品書や資料
 - キ 提供した給食の写真
 - ク 実施した食育活動の概要及び実施したことがわかる資料（食育活動中の写真や使用した資料等）
 - ケ 支援金申請書
 - コ その他、事務局が確認する上で必要と認めた書類
- ③ 事務局（県と委託業者）で実績報告書等を確認し、委託業者から指定の口座へ支援金を振り込む。当月20日までの申請で、翌月末振込の予定。ただし、実績報告書の内容に不備等があった場合は、振込が遅れる場合がある。

※予算の上限に達しましたら期日前に応募を締め切る場合がございます。
お早めのご応募をお願いいたします。

※参考資料1

「福島ならではの農林水産物・加工品」について

■県産水産物及びそれを原材料とする加工品

- (例) 相馬産のアオサ及びその加工品
- (例) 県産ヒラメのマヨネーズ焼き
- (例) 冷凍県産カジキカツ

■県産米粉・小麦粉・大豆及びそれらを原材料とする加工品

- (例) 県産米粉や県産小麦粉を使ったパン
- (例) 県産米粉を使ったシチュー
- (例) 県産大豆を使った味噌を用いた豚肉の味噌焼き
- (例) 県産大豆を入れたスープやサラダ
- (例) 県産大豆ミートを使った料理

■GAP認証農産物、有機農産物・特別栽培農産物

それぞれ認証標や資料で確認できるもの

■GI登録産品

南郷トマト、阿久津曲がりねぎ、川俣シャモ、伊達のはんぱ柿、たむらのエゴマ油、
会津地鶏

■県内各地の伝統野菜

(例) 信夫冬菜、会津丸なす、会津小菊かぼちゃ、余蒔きゅうり、立川ごぼう、いわきと
っくり芋、小白井きゅうり、大久じゅうねん、岩代五葉黒豆、相馬土垂など

■ふくしま三大ブランド鶏

会津地鶏、川俣シャモ、伊達鶏

■福島県や県内市町村においてブランド認証・登録された農林水産物等

(例) うつくしまエゴマ豚、ロイヤルピーチポーク、福うなぎ、御前人参、佐助ナスなど
※県や県内市町村でブランド認証された農林水産物等については、この他にもたくさん
ございます。ブランド認証されたことが分かる資料を添付願います。

■ふくしま満天堂に登録された6次化商品

右記ホームページをご参照ください。(<https://mantendo.fukushima.jp/>)

※参考資料2

加工品に関する県産食材認定基準について

●県産食材として認められない加工品

原材料等に、海外産や県外産のものしか使っていない加工品。

地元の加工品店で作った食材であっても、県内産の原材料や調味料を使用していない場合は県産食材として認められませんのでご注意ください。

(例) 海外産や県外産の大豆しか使っていない「豆腐」や「油揚げ」

(例) 県外産のこんにゃくいもしか使っていない「こんにゃく」

●県産食材として認められる加工品

(例) 海外産のサバと県産大豆で作った味噌を合わせた「サバの味噌煮」

(例) 県外産の豚肉と県内産のショウガを合わせた「豚肉の生姜焼き」

(例) 県内産の鶏肉と県外産のタレを合わせた「鶏つくね」

(例) 県内産大豆と海外産大豆の両方を使った豆腐

※割合は問わず、一部でも県内産の原材料等を使用している加工品は県産食材と認めます。